

議案第120号

上越市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

上越市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上越市病院事業の設置等に関する条例（平成11年上越市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の3号を加える。

(8) 婦人科

(9) 脳神経外科

(10) 歯科口腔外科

第15条第5項中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表第1中	D特別室使用料	/	1,100円	を
	患者病衣使用料	/	66円	

D特別室使用料	/	1,100円	に改める。 規則で定める額
附属設備使用料			
歯科口腔外科の保険診療以外の診療に 係る使用料			

別表第2診断書、証明書等の部交通事故関係診断書及び生命保険に係る診断書、証明書等の項中「5,500円」を「7,700円」に改め、同部死体検査書の項を削り、同表死後処置の部の次に次のように加える。

死体検査	/	11,000円
------	---	---------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第1及び別表第2（診断書、証明書等の部を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療等に係る使用料及び手数料について適用し、施行日前の診療等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第2診断書、証明書等の部の規定は、施行日以後に交付を依頼する診断書、証明書等に係る手数料について適用し、施行日前に交付を依頼した診断書、証明書等に係る手数料については、なお従前の例による。